

議会運営委員会会議録

令和5年6月12日（月）

（開 会）10：00

（閉 会）10：10

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 6月13日（火）午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 6月21日（水）午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 6月21日（水）午後5時
- 5 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情
 - (2) 陳情第2号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和5年第4回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明します。

「議案第44号 令和5年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、「議案第44号」と記載しております「令和5年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業等、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費を補正するもので、歳入歳出の予算総額に19億2316万9千円を追加して、900億7954万9千円にしようとするものです。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案番号が飛びますが、「議案第51号 専決処分の承認（令和5年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第51号 令和5年5月31日専決」と記載しております「令和5年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、小型自動車競走事業特別会計の令和4年度決算に伴う5億9833万1千円の繰上充用に係る経費を補正するもので、歳入

歳出の予算総額に21億4025万9千円を追加して、249億4026万4千円にしようとするものです。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、予算関係議案の説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について、人事院規則が改正されたことに伴い、これを参考にして本条例を廃止するものでございます。

「議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正等により、市民税関係では、森林環境税の導入及び給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に係る改正を行うものでございます。軽自動車税関係では、環境性能割について、納付すべき額の不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる改正を行うものでございます。

「議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」につきましては、地域医療支援病院の名称使用が承認されたことに伴い、健康保険法第70条の規定により、徴収が義務付けられる選定療養に係る利用料金を改定するものでございます。

「議案第48号 変更契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）」につきましては、物価の変動等による諸経費の増に伴い、契約金額を9916万7439円増額し、26億2586万7439円に変更するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第49号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」につきましては、消防団の筑穂方面隊第2分団の消防ポンプ自動車を買い替え、配備するもので、取得価格は2284万7千円、契約の相手方は株式会社ナカムラ消防化学 福岡営業所でございます。

「議案第50号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納及び路線見直しに伴い、5路線を認定するものでございます。

報告第9号から第20号までの12件の報告でございますが、令和4年度の一般会計、小型自動車競走事業特別会計及び下水道事業会計の継続費繰越計算書、一般会計及び小型自動車競走事業特別会計の繰越明許費繰越計算書、一般会計の事故繰越し繰越計算書、水道事業会計及び下水道事業会計の予算繰越、飯塚市教育文化振興事業団等の経営状況、児童虐待に関する状況につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会についてご説明いたします。

「令和5年第4回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第44号から46号までの3件は総務委員会に、47号及び48号は経済建設委員会に、49号は総務委員会に、50号及び51号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、報告事項12件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

ります。

また、これに合わせる形で議案付託一覧表（案）も作成いたしております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和5年第4回飯塚市議会定例会 会期日程（案）」をご覧ください。

会期につきましては、6月20日から7月6日までの17日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。

まず、藤間議員より議長に対し、「5月30日開催の協働環境委員会における不適当な発言について」陳謝したい旨の申し出があり、先の代表者会議における協議を経まして、議長においてこれを了承されておりますので、6月20日、本会議初日、開会、会期の決定ののちに、議題としていただいております。

次に、福祉文教委員会及び協働環境委員会につきましては付託議案がないため、日程には記載しておりませんが、改選後、初めての定例会において、常任委員会の閉会中の継続審査事件について議決することを例としておりますので、福祉文教委員会を7月3日に、協働環境委員会を7月4日にそれぞれ開催していただきまして、委員会として閉会中の継続審査事件を決定することとなります。

その際、同時開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

最後に、前回定例会から、国会の取り扱いを参考に、マスクを取っての発言の際の飛沫拡散防止策として、演台にアクリル板を設置いたしましたが、国会での取り扱いを再度確認しましたところ、5類感染症への移行に伴って、アクリル板を撤去済みであることを確認しましたことから、これにならってアクリル板を撤去することについて、代表者会議において調整がなされております。

以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、6月13日、火曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、6月21日、水曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が2件ございます。

「陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情」、「陳情第2号 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」、以上2件につきましては、そのデータをサイドブックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は6月28日、水曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。